



平成28年6月1日

各 位

会 社 名 関西ペイント株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 石野 博
(コード番号4613 東証第1部)
問 合 せ 先 常務執行役員
管理本部長 浅妻 慎司
(TEL 06-6203-5531)

2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び
2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成28年6月1日開催の取締役会において決議いたしました2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下I.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	2,663円
(ご参考) 発行条件決定日(平成28年6月1日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	2,219円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$	20.01%

社債に関する事項

(1) 本社債の払込金額	本社債の額面金額の104.5% (各本社債の額面金額1,000万円)
(2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)	本社債の額面金額の107.0%

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 社債の総額 | 400億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発行決議日 | 2016年6月1日 |
| (3) 新株予約権の割当日
及び社債の払込期日 | 2016年6月17日
(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ。) |
| (4) 新株予約権を行使すること
ができる期間 | <p>2016年7月1日から2019年6月3日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年6月3日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。</p> |
| (5) 償還期限 | 2019年6月17日 |
| (6) 潜在株式による希薄化情報 | 今回のファイナンスを実施することにより、直近(2016年3月31日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在 |

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

株式数の比率は12.64%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、直近の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数値であります。

※詳細は、本日付の当社プレスリリース「2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

II. 2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	3,217円
(ご参考) 発行条件決定日（平成28年6月1日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	2,219円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値))-1\} \times 100]$	44.98%

(ご参考)

2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 社債の総額 | 600億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 社債の払込金額 | 本社債の額面金額の100.5%
(各本社債の額面金額1,000万円) |
| (3) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格） | 本社債の額面金額の103.0% |
| (4) 発行決議日 | 2016年6月1日 |
| (5) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2016年6月17日
(ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ。) |
| (6) 新株予約権を行使することができる期間 | 2016年7月1日から2022年6月3日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、ま |

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

た③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2022年6月3日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) 償還期限

2022年6月17日

(8) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近（2016年3月31日現在）の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する潜在株式数の比率は12.64%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、直近の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数値であります。

※詳細は、本日付の当社プレスリリース「2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

Ⅲ. 調達資金の使途

2019年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下Ⅲ.において併せて「本新株予約権付社債」という。）の発行による手取金総額1,019億9,000万円の使途につきましては、以下を予定しております。当社としては、本新株予約権付社債の発行による手取金を、従来手元資金を充当予定であったこれらの資金需要に充当することで、さらなる成長を企図した機動的な買収・提携等を可能とする、財務の柔軟性を確保することができると考えております。

- ① 海外拠点における成長を取込むためのインドネシア、タイ、中国等のアジア地域、南アフリカ、トルコを含むその他地域における生産設備の増強や販売ネットワークの構築のための投資（子会社・関連会社への投融資を含む。）として平成31年3月末までに約360億円、並びに国内拠点での効率化及び安全性向上を実現するための生産、販売、物流面での事業の効率化投資及びメンテナンス投資（子会社・関連会社への投融資を含む。）として平成31年3月末までに約140億円
- ② 基盤技術、塗料技術、塗装技術、色彩開発等のための研究開発費として平成31年3月末までに約150億円
- ③ 社債償還資金として平成29年1月末までに150億円
- ④ 自己株式取得資金として平成29年3月末までに200億円
- ⑤ 原材料購入等のための運転資金として平成29年3月末までに約19億9,000万円

自己株式取得に関しましては、本日、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得価額の総額の上限を200億円、取得期間を平成28年6月2日から平成29年3月31日までとする自己株式取得枠の設定を決議しております。なお、本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得する予定であり、本新株予約権付社債の発行による手取金を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定です。また、自己株式の取得は市場環境等を勘案して行うため、買付金額の総額が上記④の金額に達しない可能性があります。その場合は、残額を原材料購入等のための運転資金に充当する予定です。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。